

第366号

2019年
9月25日

月1回25日発行

げんぱつ

原発住民運動情報

発行所 原発問題住民運動全国連絡センター
発行人 中村敏夫/1部300円 年間3,000円
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13
MMビルII 402
TEL 03-5215-0577 FAX 03-5215-0578
郵便振替 00150-7-355202
ホームページ http://genpatu.com/index.html
メール=genpatu-c@bizimo.jp

東電旧経営陣三人無罪とは

「大津波予見できず」と付度

東京地裁判決

福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の勝俣恒久元会長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長の三被告の判決で、東京地裁（永渕健一裁判長）は九月十九日、「大津波の予見可能性は認められない」として三人に無罪（いずれも求刑禁固五年）を言い渡した。未曾有の原発災害を起こした経営トップの刑事責任は認められなかった。

公判の争点は、大津波を予見し、事故を防げたか否かにあった。国は二〇〇二年、三陸沖から房総沖のどこでもM8・2前後の津波地震が発生する可能性を予測した「長期評価」を公表。東電の地震・津波対策の担当者は〇八年三月、長期評価に基づくと「最大十五・七級の津波が原発を襲う」という試算を得ており、検察役の指定弁護士は「大津波は予

測でき、対策をとれた」と主張。三人は「大津波は予測できなかった」と無罪を訴えた。永渕裁判長は、海抜十メートルの津波を越える高さの津波の可能性について、三人が情報として接したのは早くて〇八年六月〜〇九年二月だったとした。指定弁護士が指摘する防潮堤設置などの措置をとっても間に合ったか立証されていないとし、「事故を回避するためには（事故直前の）一年三月上旬までに原発の運転を止めるしかなかった」と判断。その上で長期評価について「信頼性や具体性があったと認めるには合理的疑いが残る」と指摘。武黒、武藤両副社長は長期評価は信頼性が低いと部下から報告を受け、勝俣元会長は大津波の認識の程度が低いとして三人には

「原発の運転を止めなければならぬほどの予見可能性は認められない」と結論づけた。三人は大津波を予見できたのに対策を怠り、事故で避難を余儀なくされた双葉病院（福島県大熊町）の入院患者ら四十四人を死亡させるなどしたとして強制起訴された。この判決は、原発事業者の特段の注意義務をいながら、東電旧経営陣が福島原発の危険性に真摯に向き合っていなかったこと免罪している。それは裁判長の「長期評価」の信頼性の否定と旧経営陣免罪の論理に典型的に示される。実は、東電は現実のチリ津波（一九六〇年）級に対してさえ備えないまま福島第一原発を建設し、運転してきた。あるまじきことである。旧経営陣には、さらなる大津波への対策などどこ吹く風だったのである。今回判決はこれを免罪した。司法が国の原発政策と東電の漫然経営を付度した責任は重大である。

○原田義昭・前環境相の「処理水放出」違法発言（二面）
○汚染土の県外搬出「実際にできるか」 田中発言（三面）
○仏、高速炉開発を中止（五面）

警鐘

●福島第一原発事故（一一年三月十二日）は、起こるべくして起きた事故である。まった

くの人災である●国際原子力機関（IAEA）の勧告を拒否して、日本は苛酷事故は起こらないからといって苛酷事故対策を国の規制対象から外し、電力会社の「自主的活動」とされた。しかも苛酷事故対策は「念のため」程度の対策とされた●日本の原発立地は、世界有数の地震国・火山国での立地であり、しかも人口過密地域に近接・集中立地である。もともと原発の日本立地は世界一危険なものである。世界が苛酷事故対策に真摯に取り組んでいる一方、肝心の日本は片手間にしかやっていない●この世界と日本の取り組みの違いが福島第一原発事故を誘発させたのである。引き金は東日本太平洋沖地震であったが、苛酷事故の発生責任は国と東電が負っている。